

令和7年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦様

環境影響評価審査会

会長 山下淳

(仮称) 洲本太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書の審査について(答申)

令和7年5月19日付け諮問第8号で諮問のあった標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

標記事業の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、NTTアノードエナジー株式会社が、洲本市内で面積約61.2haの太陽電池発電所を新設する計画であり、事業を通じて社会における再生可能エネルギーの導入促進及び温室効果ガス削減に資することを目的として、事業を実施するとしている。

事業実施区域及びその周辺では、太平洋セメント株式会社（以下「太平洋セメント」という。）により令和3年まで土石採取事業が行われ、現在は裸地部分が相当な面積を占めている。本事業では新たな土地造成や樹木伐採等は行われない計画であるものの、事業区域が相当な面積を有することから、工事の実施及び施設の供用により地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

このことから、事業の実施にあたっては準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施することに加え、以下の点に十分留意すること。

1 全体的事項

- (1) 事業の実施にあたっては、事業実施区域及びその周辺の土地を管理する太平洋セメントと連携・協力体制を構築し、適切な環境保全措置を実施すること。また災害等の不測の事態においても迅速かつ適切に対応すること。
- (2) 環境影響評価の内容に関しては、条例に基づく縦覧期間終了後もインターネットで公表を継続することや印刷を可能にすること等により積極的な情報公開に努めること。
- (3) 事業の実施及び環境保全措置の実施にあたっては、洲本市長からの意見も十分に踏まえること。

2 個別的事項

(1) 大気汚染

ア 建設機械の稼働に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の 1 時間値予測評価については、バックグラウンド濃度としてそれぞれ日平均値の年間 98% 値、2 % 除外値を用いた結果並びに最大となる日平均値の予測結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。また必要な環境保全措置を実施し、二酸化窒素の排出を最大限抑制すること。

イ 建設機械の稼働に伴う騒音及び振動がいずれも現況値から大きく上昇し、騒音については環境基準値と同等、振動については人間の振動の感覚閾値を上回る予測結果となっている。このことから、民家付近で建設機械を稼働させる際は騒音及び振動を測定し、必要な環境保全措置を実施すること。

(2) 水質汚濁

施設の存在に係る水の濁りについて、降雨時の現況調査により事業実施区域下流域での浮遊物質量及び濁度の上昇が確認されている。また、太陽光パネルの設置により現状よりも土砂の流出が抑えられるとの予測結果については不確実性が高い。これらのことから、工事中及び供用後の事後監視調査を実施するとともに、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

(3) 廃棄物等

供用中に災害等により破損した太陽光パネルについても適切な保管及び処理を行えるよう、必要な管理体制を整えておくこと。

(4) 植物

ア 事業実施により生育地の減少、消失が予測されるツツイトモ、イヌタヌキモ、イトトリゲモ、フトイの移植にあたっては、移植先が生育環境として適切かどうか、移植先で確認されている他の貴重種の生育に支障がないか事前に十分検討し、適切な移植場所及び移植方法を選定すること。

イ 事業の実施に伴い侵略的外来種の除去を行う際は開花期や結実期を避けて刈り取りする等、拡散防止に努めること。

ウ 上記ア、イについて事後監視調査を実施し、貴重種及び侵略的外来種の生育状況を確認すること。また必要に応じて環境保全措置を実施すること。

(5) 動物

ア 事業実施区域近辺でミサゴの営巣が確認されていることから、繁殖時期には営巣場所付近での工事を避けるなど、工事による影響を可能な限り低減すること。

イ 現地調査で確認された猛禽類のうち、ハチクマ、サシバ、ノスリ及びハヤブサについては、「上空通過のみであり事業実施による影響はない」と予測評価されている。しかしながら、鳥類を好んで採食するハヤブサの止まり行動が事業実

施区域内外で確認されていること並びに猛禽類の餌となるホオジロの生息環境が事業実施区域内外に広く存在していることを踏まえ、猛禽類に及ぼす環境影響の予測評価においては、猛禽類の採餌環境の変化についても考慮すること。

ウ 事業実施区域内からの雨水が流れ込む調整池、水路及び河川において、ナガレホトケドジョウ及びミナミメダカ等の貴重種が確認されている。(2) 水質汚濁の項で前述しているとおり、太陽光パネル設置による水質への影響予測については不確実性が高いことから、水質変化の影響を受けやすい水生生物について、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

エ 事業実施により生息地の減少、消失が予測されるヒメヒラマキミズマイマイ、ヒラマキミズマイマイ、トウキョウヒラマキガイ、ドブシジミ、オオミズムシの移植にあたっては、移植先が生息環境として適切かどうか、移植先で確認されている他の貴重種の生息に支障がないかを事前に十分検討し、適切な移植場所及び移植方法を選定すること。

オ 上記ア～エについて事後監視調査を実施し、貴重種の生息状況を確認すること。また必要に応じて環境保全措置を実施すること。

(6) 地球温暖化

建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量に関して、温室効果ガス排出量低減策による削減効果を具体的に示す等により、環境保全目標である「温室効果ガス排出量が可能な限り抑制されていること」について可能な限り定量的に明らかにすること。

(7) その他

ア 太平洋セメントによる土石採取跡地における緑化等の環境保全措置に影響を及ぼさないよう、事業終了後は資機材を残置することなく確実に撤去すること。

イ 環境影響評価に関する条例第 30 条に規定する事後監視調査を適切に実施し、事後監視調査結果を県に報告するとともに公表すること。事後監視調査結果については、太平洋セメントとも情報共有すること。

ウ 全体的事項及び個別的事項の各事項並びに洲本市長意見の内容を十分に踏まえたうえで、環境影響評価指針（平成 10 年兵庫県告示第 28 号）に基づき事後監視調査計画を作成すること。なお、計画の作成にあたっては、あらかじめ県と協議するとともに、環境保全措置の実施に係る太平洋セメントとの連携・協力体制の内容についても記載すること。

エ 環境影響評価の予測の前提条件となる事項に大きな変化が生じた場合や、現時点で予測し得なかった影響が生じた場合は、関係行政機関に報告のうえ、状況に応じた適切な環境保全措置を速やかに行うこと。

オ 工事着手前に周辺住民へ十分説明を行うとともに、工事着手前から施設廃止時に至るまで、住民からの要望及び苦情等がある場合は適切に対応すること。

(参考)

1 審議経過

年月日	審議	審議事項
令和7年5月19日	総会	○準備書の審査について諮問 ○準備書について審議
令和7年6月2日	部会	○準備書について審議
令和7年6月9日	部会	○準備書について審議
令和7年7月25日	部会	○準備書について審議 (答申案について)
令和7年8月13日	答申	○準備書の審査について答申

2 環境影響評価審査会 委員（五十音順、諮問時点）

- 入江 政安
○ 遠藤 知二
小谷 通泰
○ 上甫木 昭春（洲本太陽光発電所部会長）
川井 浩史
近藤 明
島 正之
田中 みさ子
○ 中嶽 一憲
中野 加都子
○ 中山 恵介
花田 真理子
藤川 陽子
○ 藤原 道郎
藤原 拓
布野 隆之
増沢 陽子
益田 晴恵
三橋 弘宗
宮川 雅充
山下 淳（会長）
横山 真弓

○印は、洲本太陽光発電所部会委員